

参議院運輸委員会會議録第二十七号

昭和三十九年六月二日(火曜日)
午前十一時五十分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

浅井 亨君

五月二十七日

辞任

武寿君

辻 武寿君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

江藤 智君

河野 謙三君

木暮武太夫君

野上 進君

前田佳都男君

岡 三郎君

浅井 亨君

中村 正雄君

國務大臣

運輸大臣

綾部健太郎君

政府委員

運輸大臣官房長

佐藤 光夫君

運輸省鉄道

監督局長

廣瀬 眞一君

事務局側

常任委員

会専門員

吉田善次郎君

本日の會議に付した案件
○東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(米田正文君) ただいまから委員會を開会いたします。

理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げます。かねてから提案されております、大倉委員提出の都市高速鉄道建設助成特別措置法案がございまして、これは通勤輸送対策に関する小委員會で審議をするということにきまりましたので、御了承をお願いいたします。

○委員長(米田正文君) 東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(綾部健太郎君) ただいま議題となりました東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

東海道新幹線は、わが国の最も重要な幹線輸送をになう東海道線の輸送力不足を根本的に解消し、わが国経済の発展をはかることを目的として、昭和三十四年四月建設に着手いたしました。が、本年十月一日開業の予定でありまして、この東海道新幹線は、時速二百キロ

メートルという世界でも最も速い速度で運転され、在来の鉄道と比較して次のような特殊性を持っております。

特殊性の第一は、高速度のため運転方式が全く異なっていることでありまして、東海道新幹線は、在来線の「こだま」クラスの最高速度が時速百十キロメートルであるのに対して、その約二倍の時速二百キロメートルという超高速で運転され、これに伴いまして非常ブレーキを使用して列車が停止するまでの距離も「こだま」の約五倍の二キロメートルが必要とされております。

このため、在来線におきましては運転士が信号機と進路の状況を肉眼で確認して列車を運行させるという運転方式であるのに対して、東海道新幹線におきましては、主として自動列車制御設備等一連の運行保安設備により列車を運行させる運転方式を採用しているものであります。

特殊性の第二は、万一事故が発生した場合に、その被害がきわめて大きいと予想されることとあります。

東海道新幹線は、航空機に匹敵する高速度で走行しますため、万一衝突等の事故を引き起こしました場合には、航空機並みの事故となり、大被害が生ずるものと予想されるのであります。

以上述べましたような東海道新幹線の特殊性にかんがみまして、その列車の運行の安全を確保するため、運行保安設備としましては、自動列車制御設備、列車集中制御設備等技術的に現在最高水準にあります諸設備を設けます

とともに、運転士等の教育の面におきましては、モデル線区におきまして高速運転に適應した高度の教育訓練を行なっております。また施設面におきましては、全線にわたって鉄道や道路と立体交差とすることによって踏切事故をなくしますほか、線路内への人の立ち入り、物件の落下を防止するため、必要な箇所には厳重な防護を設けたいと考えております。

このように政府及び国鉄は、一体となりまして東海道新幹線の安全確保のため必要な諸措置を講じておりますが、このように諸措置を講じまして、あえて行なわれず列車の運行の安全を妨げる行為につきましては、東海道新幹線の列車が高速で走行するため、きわめて重大な結果が発生するものと予想されますので、これら列車の運行の安全を妨げる行為を規制することによりまして安全確保に万全を期する必要があるものであります。

この法律案は、以上に述べましたような観点から、列車の運行の安全を妨げる行為のうち鉄道営業法等におきまして規制しておりません行為、すなわち

第一に東海道新幹線の用に供する自動列車制御設備等の運行保安設備を損壊し、その他機能をそこなう行為

第二にこれらの運行保安設備をみだりに操作する行為

第三にこれらの運行保安設備を損傷し、その他機能をそこなうおそれのある行為

第四に列車の運行の妨害となるような方法で、みだりに物件を線路に置き、またはこれに類する行為

第五に線路にみだりに立ち入る行為

第六に走行中の列車に向かって物件を投げ、または発射する行為

に対して罰則を定めるものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願いいたします。

○委員長(米田正文君) 本案に関する質疑は次回に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月二日)

一、東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案

昭和三十九年六月六日印刷

昭和三十九年六月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局